

児童手当の現況届を提出してください

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

現況届は、毎年6月1日時点で6月分以降の児童手当等を継続受給する要件など（児童の養育、生計同一関係など）を確認するものです。対象者は、6月初旬に送付する必要書類をご提出ください。

提出期限 6月30日（水）必着 ※提出がない場合、6月分以降の手当が支給されません。

申請に
必要なもの

●全受給者共通

- ①児童手当・特例給付現況届（記入例を参考に漏れなく必要箇所に記入・押印をしてください）
- ②印鑑（必要箇所に押印）

※児童手当の適正な支給額決定のため、令和2年分の確定申告又は町県民税の未申告者は、令和3年1月1日時点の住所地を所管する税務署または市町村役場（令和3年1月1日時点で本町の住民の方は、昭和税務署または役場税務課）で申告をしてください。

●単身赴任などで児童と別居している人

・児童手当・特例給付 別居監護申立書

※離婚協議中などによる別居の場合は、手当を受給できません。

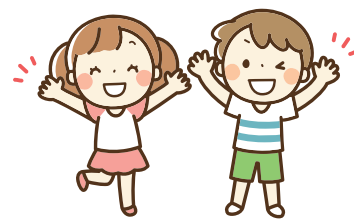
※留学中、同居しているが離婚協議中、未成年後見人や父母指定者になっている場合などは、別途書類が必要です。子育て応援課までご相談ください。

手当月額
（児童1人あたりの金額）

所得制限		限度額未満	限度額以上
3歳未満		1万5千円	5千円
3歳～小学生	第1・2子	1万円	
	第3子以降	1万5千円	
中学生		1万円	

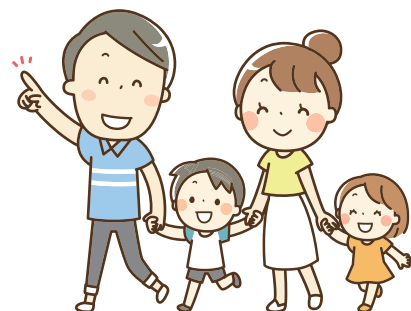
所得制限限度額表（参考）

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円



※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合の限度額（所得額ベース）は、当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額※扶養親族数が4人以上の場合の所得制限限度額（所得額ベース）は、4人目から1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額

定期支払い日 原則6月、10月、2月の各月10日
（10日が金融機関休業日の場合は直前の営業日）
※支払い通知は、発送しません。



その他

受給者は保護者のうち、原則所得の高い方になります。現在の受給者と相違がある場合は受給者変更の手続きが必要です。子育て応援課までご相談ください。